

## 令和 8 年村上市議会第 1 回定例会会議録（第 5 号）

### ○議事日程 第 5 号

令和 8 年 3 月 23 日（月曜日） 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3
  - 議第 18 号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
  - 議第 19 号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
  - 議第 20 号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について
  - 議第 21 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
  - 議第 22 号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
  - 議第 23 号 村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定について
  - 議第 24 号 村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定について
  - 議第 25 号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 26 号 村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 27 号 村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 28 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 29 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 30 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 31 号 村上市職員等の旅費に関する条例制定について
  - 議第 32 号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 33 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 34 号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第 35 号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結について
  - 議第 36 号 市有財産の譲与について
- 第 4
  - 議第 37 号 村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について
  - 議第 38 号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定に

ついて

議第 3 9 号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

議第 4 0 号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定について

議第 4 1 号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第 4 2 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第 4 3 号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について

議第 4 4 号 村上市児童館条例を廃止する条例制定について

議第 4 5 号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定について

第 5 議第 4 6 号 市道路線の認定について

議第 4 7 号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第 4 8 号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

議第 4 9 号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第 5 0 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

議第 5 1 号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定について

議第 5 2 号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定について

議第 5 3 号 道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の締結について

議第 5 4 号 道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の締結について

第 6 議第 5 5 号 令和 7 年度村上市一般会計補正予算（第 1 6 号）

議第 5 6 号 令和 7 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

議第 5 7 号 令和 7 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議第 5 8 号 令和 7 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議第 5 9 号 令和 7 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議第 6 0 号 令和 7 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 7 議第 1 0 号 令和 8 年度村上市一般会計予算

議第 1 1 号 令和 8 年度村上市土地取得特別会計予算

議第 1 2 号 令和 8 年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第 1 3 号 令和 8 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第 1 4 号 令和 8 年度村上市介護保険特別会計予算

- 議第 1 5 号 令和 8 年度村上市上水道事業会計予算  
 議第 1 6 号 令和 8 年度村上市簡易水道事業会計予算  
 議第 1 7 号 令和 8 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 8 報第 2 号 専決処分の報告について  
 報第 3 号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 6 1 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議第 6 2 号 令和 7 年度村上市一般会計補正予算（第 1 7 号）
- 第 1 1 議員発議第 1 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議員発議第 2 号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出について
- 第 1 3 議員発議第 3 号 物価高騰から市民生活を守る決議
- 第 1 4 閉会中の継続調査について
- 第 1 5 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20 名）

|       |   |   |   |   |   |       |     |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|-------|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番   | 魚 | 野 | ル | ミ | 君 | 2 番   | 佐   | 藤 | 憲 | 昭 | 君 |   |
| 3 番   | 野 | 村 | 美 | 佐 | 子 | 君     | 4 番 | 富 | 樫 | 光 | 七 | 君 |
| 5 番   | 上 | 村 | 正 | 朗 | 君 | 6 番   | 菅   | 井 | 晋 | 一 | 君 |   |
| 7 番   | 富 | 樫 | 雅 | 男 | 君 | 8 番   | 高   | 田 |   | 晃 | 君 |   |
| 9 番   | 小 | 杉 | 武 | 仁 | 君 | 1 0 番 | 河   | 村 | 幸 | 雄 | 君 |   |
| 1 1 番 | 渡 | 辺 |   | 昌 | 君 | 1 2 番 | 尾   | 形 | 修 | 平 | 君 |   |
| 1 3 番 | 鈴 | 木 | 一 | 之 | 君 | 1 4 番 | 鈴   | 木 | い | せ | 子 | 君 |
| 1 5 番 | 川 | 村 | 敏 | 晴 | 君 | 1 6 番 | 姫   | 路 |   | 敏 | 君 |   |
| 1 7 番 | 長 | 谷 | 川 | 孝 | 君 | 1 8 番 | 大   | 滝 | 国 | 吉 | 君 |   |
| 1 9 番 | 山 | 田 |   | 勉 | 君 | 2 0 番 | 三   | 田 | 敏 | 秋 | 君 |   |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市 長 高 橋 邦 芳 君

|                |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 副市長            | 大 | 滝 | 敏 | 文 | 君 |
| 教育長            | 遠 | 藤 | 友 | 春 | 君 |
| 政策監            | 須 | 賀 | 光 | 利 | 君 |
| 総務課長           | 長 | 谷 | 俊 | 一 | 君 |
| 財政課長           | 榎 | 本 | 治 | 生 | 君 |
| 企画戦略課長         | 山 | 田 | 美 | 和 | 君 |
| 税務課長           | 永 | 田 |   | 満 | 君 |
| 市民課長           | 小 | 川 | 一 | 幸 | 君 |
| 環境課長           | 大 | 滝 | 誓 | 生 | 君 |
| 保健医療課長         | 押 | 切 | 和 | 美 | 君 |
| 介護高齢課長         | 土 | 田 |   | 孝 | 君 |
| 福祉課長           | 太 | 田 | 秀 | 哉 | 君 |
| こども課長          | 高 | 橋 |   | 朗 | 君 |
| 農林水産課長         | 小 | 川 | 良 | 和 | 君 |
| 地域経済長          | 富 | 樫 |   | 充 | 君 |
| 観光課長           | 山 | 田 | 昌 | 実 | 君 |
| 建設課長           | 須 | 貝 | 民 | 雄 | 君 |
| 都市計画課長         | 小 | 野 | 道 | 康 | 君 |
| 上下水道課長         | 稲 | 垣 | 秀 | 和 | 君 |
| 会計管理者          | 大 | 滝 |   | 豊 | 君 |
| 農業委員会<br>農事務局長 | 高 | 橋 | 雄 | 大 | 君 |
| 選管・監査<br>事務局局長 | 前 | 川 | 龍 | 也 | 君 |
| 消防長            | 瀬 | 賀 |   | 誠 | 君 |
| 学校教育課長         | 小 | 川 | 智 | 也 | 君 |
| 生涯学習課長         | 平 | 山 | 祐 | 子 | 君 |
| 荒川支所長          | 阿 | 部 | 正 | 昭 | 君 |
| 神林支所長          | 志 | 田 | 淳 | 一 | 君 |
| 朝日支所長          | 五 | 十 | 忠 | 幸 | 君 |
| 山北支所長          | 大 | 嵐 | 滝 | き | 君 |

○事務局職員出席者

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 事 務 局 長   | 内 | 山 | 治 | 夫 |
| 事 務 局 次 長 | 鈴 | 木 |   | 渉 |
| 書 記       | 河 | 内 | 真 | 人 |

午前１０時００分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

---

#### 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、７番、富樫雅男君、１２番、尾形修平君を指名いたします。御了承を願います。

---

#### 日程第２ 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第２、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、市道敷地における固定資産税の課税誤りについて御報告申し上げます。本年、令和８年３月４日、上助渚地内において宅地を分筆するための測量を実施したところ、隣接する市道敷地部分の所有権移転登記が行われておらず、前の土地所有者に対し誤って課税をしていた事実が判明をいたしました。当該市道敷地につきましては、平成５年及び平成７年に旧神林村が取得をした土地であります。土地取得後、所有権の移転登記を行わなかったことにより、土地取得後も前の所有者に対して固定資産税を課税していたものであります。誤って課税された方につきましては、直ちに訪問をして事情を説明の上、おわびを申し上げたところであります。所有権移転をしなかった用地は１７筆、所有者７人、合計面積は２９４．０１平方メートルで、課税誤りとなった額は合計１４万７，９５９円となります。本件につきましては、市の財産管理の不手際にて起因して生じたものであり、市民の皆様には深くおわびを申し上げますとともに、速やかに還付処理を進めてまいります。今後このような事態を生じさせることのないよう確認の徹底と再発防止対策を指示いたしましたところであり、確実な事務執行に努めてまいります。

次に、村上市くらし応援商品券につきまして御報告を申し上げます。昨今の著しい物価高騰の中、市民生活を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年、令和８年１月１日を基準日として村上市に住む全ての市民を対象として、１人１万円の村上市くらし応援商品券を交付することとし、３月５日から１６日までの期間において商品券との先行引換えを実施を

いたしたところであります。この間、対象となる2万1,985世帯のうち63%、1万3,874世帯の方が商品券と交換され、既に御利用いただいているところであります。このたびのくらし応援商品券につきましては、これまで以上に市民の消費ニーズにお応えすることを念頭に、様々な産業分野の事業者へ広く登録を御案内させていただきました。これにより、一部の薬局や病院などでもお使いいただくことが可能となっているほか、利用期間を9月末日までとして、十分な利用期間を設けさせていただいたところであります。今月16日までの先行引換期間に商品券を引き換えていない方につきましては、先日3月19日に簡易書留郵便で商品券を発送いたしたところであります。届き次第御利用いただきますようお願いをいたします。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3　議第18号　関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第19号　栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について

議第20号　村上市過疎地域持続的発展計画の策定について

議第21号　村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

議第22号　村上市辺地に係る総合整備計画の変更について

議第23号　村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定について

議第24号　村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定について

議第25号　村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第26号　村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定について

議第27号　村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

議第28号　村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第29号　村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第30号　村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 3 1 号 村上市職員等の旅費に関する条例制定について

議第 3 2 号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

議第 3 3 号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第 3 4 号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議第 3 5 号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結について

議第 3 6 号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第 3、議第18号から議第36号までの19議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第18号から議第36号までの19議案は、去る 3 月 4 日及び 5 日の両日、市役所第 1 委員会室において、委員全員、議長、副市長をはじめ理事者出席の下、総務文教常任委員会を開会し、審査いたしました。その審査概要と結果について報告いたします。

初めに、議第18号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、平日夜間診療を村上総合病院に移転することによる金銭的や人員面で増減はとの質疑に、金額では今まで休日夜間診療所で医師に払っていた分を、新年度では補助金という形で村上総合病院へ 1 日当たり 5 万 1,000 円を支払うことになる。人員については、休日急患診療所の夜間と平日分の事務、看護師の分の負担が減るとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この人口推計は国勢調査と社人研によるものだと理解しているが、現時点での推計よ

りも早く人口減少が進行していると感じている。その辺は、この計画の中で盛り込んではいろのかとの質疑に、人口ビジョンは今年度3月をめどに作成する予定としているが、今までの推計よりも早く高齢化が進んでいる状況になっているとの答弁。

委員より、全体の事業費はとの質疑に、5年間で総事業費414億円になるとの答弁。

委員より、過疎債は優良債だが、人口減少が進み、市債の償還が大型プロジェクトを含めて大きくなっていく中で、村上市の財政に非常に不安を感じているがとの質疑に、有利な起債であっても過疎債であれば3割分償還していかなければならない。今後、大型事業の調整が必要になってくる時期が必ず来るので、持続可能な財政に向けてしっかりとその事業の調整をしていかなければならないと考えているとの答弁。

委員より、教育の振興の項目として、体育施設で荒川地区の体育施設改良工事等として令和12年に7億4,000万円の予算が載っているが、この内容は何かとの質疑に、荒川多目的グラウンドの人工芝改良工事として予定しているとの答弁。

委員より、朝日体育館の改良が同じ12年で10億7,000万ほど載っているが、ここまで延びてしまうのかとの質疑に、朝日総合体育館の耐震化については、計画では11年度に設計を行い、12年度に事業を実施する予定との答弁。

委員より、12年度に荒川多目的グラウンドの人工芝改良工事の計画が搭載されているが、村上市体育施設の整備計画も見直しに入る。人口減少がこれだけ進み、事業費で約10億、その10年後には改良費で10億ぐらいかかるといふ施設が今後の村上市にとって必要なのか、体育施設の見直しも含めた中で本気で考えて、取捨選択していく必要があると思うがとの質疑に、体育施設は非常に多くある。本当に必要な施設なのかどうか、これは真剣に議論していかなければならないと考えているとの答弁。

委員より、この計画は過疎債を借りるための計画だが、将来見通しはとの質疑に、今までの過疎債の借入れについては、その年によって異なるが、今年度であれば25億9,210万円ほど協議済みであり、今後は令和8年度予算で23億7,090万ほどを予算計上している。ここ三、四年は大型事業があるので、おおむね同額程度を見込んでいるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号及び議第22号の2議案を一括議題として、担当課長から説明を受けた後、順次質疑に入りましたが、いずれの議案もさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号及び議第22号はいずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号から議第27号までの4議案は、それぞれ担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採

決を行った結果、議第24号から議第27号までの4議案はいずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号及び議第29号の2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、順次質疑に入りました。

初めに、議第28号について、委員より、審議会でこの金額が答申された根拠を教えてくださいとの質疑に、審議会には県内の状況や今までの経緯といった資料をお渡しした上で議論をしていただいた。委員からは、物価高騰などによる景況感といったものに配慮する意見があったほか、特別職の職務・職責、県内自治体との均衡を考慮すると、今回の15%相当の引上げが適当であるという意見をいただいたとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果……

○議長（三田敏秋君） 委員長、15%ではなくて1.5%。

○総務文教常任委員長（高田 晃君） 失礼しました。先ほどの関係ですが……失礼しました。議第28号のところで15%と言いましたが、1.5%の誤りです。訂正いたします。

次に、議第30号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、通勤手当の距離区分変えをした必要性はとの質疑に、従前80キロ以上というのが上限だった。本市では、80キロを超える通勤路の職員はいないが、広域の範囲になると遠距離で通勤する職員に対応するため、制度を変更したとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号及び議第33号の2議案は、それぞれ担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号及び議第33号の2議案はいずれも起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、防火措置の実態を把握する方法はとの質疑に、届出をしない場合実態把握は難しいが、法令上届出をすることになっており、また立入検査等で指導するような形になるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号 市有財産の譲与について議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この土地に関して今まで固定資産税がかかっていたのかとの質疑に、今回譲与する土地は墓地や公衆用道路等の非課税の土地を除き、岩沢区に課税がされているとの答弁。

委員より、このような不明なものは合併時に村上市のものになると認識していたが、地域に戻すことになった経緯を教えてほしいとの質疑に、区の財産台帳の中に権利能力なき社団という財産台帳がたくさんあり、これまで区の整理に取り組んできた。一昨年法務局に相談したところ、ポツダム政令を利用して一旦村上市として、その後認可地縁団体名義にするのが一番スムーズな手続という指導を受けた。区から財政課のほうに相談があり、それに協力するような形で今回の手続を取ったとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、2日目である3月5日は、初めに議第23号 村上市文化財保存活用地域計画協議会条例制定について議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、廃止前の条例の規定により、協議会委員13人のうち留任する方は何人いるのかとの質疑に、13人全ての方をお願いする予定との答弁。

市民から公募は行わないのかとの質疑に、学識経験者のほかに5号委員として、各地域からまちづくり協議会の方や歴史に精通した方をお願いするとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第32号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、統合後の廃校の利活用に関してどのように考えているのかとの質疑に、本市ではもともと村上市立学校跡地利活用検討委員会で検討していたが、今年度廃止して、市長部局全体で公共施設マネジメントプログラム、用途廃止施設の「活用・処分」取組方針に基づいて、学校施設に限らず、全ての用途廃止施設にて同じスキームで有効活用を図るべく取組を進めている。特に来年度、サウンディング型市場調査を行い、市民と行政と意見交換をしていくとの答弁。

委員より、村上第一中学校にしても村上南小学校にしても、市街地の中心にある。学校施設に関して何年も放置されている現状であるが、市民の方も非常に注目しているので、タイムスケジュールやロードマップを作成して、早めに議会に提示してもらいたいとの質疑に、統合検討会においても跡地利用について話題になっている。今後は、サウンディング型市場調査を含めて、早急にロードマップを立てて対応していくとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

のと決定しました。

最後に、議第35号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負変更契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 委員長、御苦労さまでございます。議第32号の学校の統廃合の設置についてなのですが、岩船中学校の廃校後の利用ということで、今委員長から2点ばかり御報告いただきましたが、具体的な何に使うとか、いつまでどうするというものの質疑というのは、委員会内ではなかったわけですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高田 晃君） 理事者側のほうからは、今後サウンディング調査等をやりながら進めていくという話は出ましたが、何年までに何をするとかいうふうな内容の話はありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） それとあと、学校名についての件は全く議論なかったですか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（高田 晃君） 学校名についての理事者からの説明はありました。村上中学校も穂波中学校についても、それぞれ地元の統合協議会や推進協議会等で議論した結果、こういう校名になったというふうな説明はありました。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第18号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

16番、姫路敏君。

〔16番 姫路 敏君登壇〕

○16番（姫路 敏君） 議第32号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例に反対する討論を行います。

そもそも私は、小・中学校の統合には慎重な立場であります。それは、学校統合が新たに統合される学校校舎を優先し、残される校舎の再利用は後回しにされ、使われなくなった校舎はそのまま取り残される場合が多くあります。学校統合を考えると、活用しなくなった校舎の再利用も同時に考えるべきであります。したがって、利用しなくなった校舎の再利用が定まるまでは学校統合は進められない、そんな村上市独自の条例を定めるべきだとも思っております。これにより、利用されなくなった校舎の再利用も真剣に考えられると思います。

最悪再利用できない校舎は、解体しなければならない制度も必要ではないでしょうか。解体に当たっては、令和7年度から統廃合を行った小学校では、廃校となった校舎を5年以内に解体するのであれば、解体後の土地売却資産を差し引いた上で起債充当率90%で、そのうち交付税50%が算入できるという法律もできていると聞いております。これまで国は、学校の統廃合で廃校となった校舎の解体費用には交付税支援は行ってきませんでしたが、今後は解体後の土地の使い道が決まっていなくても支援する仕組みを考えております。村上市もこの交付税支援を十分に活用できるように制度設計を行うべきだと思っております。

さて、この議案に反対する大きな理由は、岩船中学校と神林中学校を統合して穂波中学校にするという学校名の改正にあります。学校名決定のプロセスには、令和7年8月5日に統合推進委員会

が校名は募集を行って決定することに決まり、令和7年9月8日から9月22日にかけて岩船中学校区・神林中学校区に募集チラシを全戸配布し、区域内小・中学校の児童生徒には学校経由で募集を行いました。その結果、応募総数170件、校名89案がそろうことになりました。令和7年10月7日の統合推進委員会では、①、既存の校名、②、両校の校名を合わせたもの、③、地域イメージを表したもの、④、新たなキーワードを使用したもの、この4分類で推進委員各自がよいと思った校名を出し合うことになりました。令和7年11月11日の統合推進委員会では、将来統合校に通うことになる子供たちの考え方を知りたいという意見があり、岩船小学校・平林小学校・神納小学校の児童205人、4年生、5年生、6年生に先ほどの4分類でアンケートを取るようになりました。令和8年1月9日の統合推進委員会では、子供たちのアンケートも決まり、その結果を重視した上で委員会で協議し、投票の結果、穂波中学校に決定されました。この統合推進委員会の議事録を読む限り、積極的な議論を交わして決まったものだと推察できます。民主的な手法の中で決められた学校名ですので、私が今ここでそのことを否定することにはちょっと戸惑いもございましたが、私の中ではどうしても岩船という文字が消えることへの戸惑いがあります。できれば、岩船神林中学校としていただきたかったという思いでございます。議事録の中では、当初岩船神林中学校と言われる委員も7名くらいおられます。これこそシンプルで分かりやすい名前だと思います。また、村上市では、令和6年に北前船日本遺産の構成文化財として、岩船祭、岩船の町並みなど日本遺産に追加登録されました。このような背景の中、岩船という文字は今後村上市の観光の一つとしても大事な要因であることは御承知のとおりです。そのことをもっと推進委員会の中では議論していただきたかったと思います。

話は違いますが、第四銀行と北越銀行が合併して第四北越銀行となったのは御存じのとおりです。大変分かりやすい名称だと思います。第四銀行の歴史では、明治6年、日本でも4番目の第四国立銀行として発足した由緒ある銀行でもあります。このことも手伝ってか、当時は両銀行の名前が残るような合併が行われたのは記憶に新しくもあります。また、我々市民にも分かりやすい銀行名になっております。何の違和感もございません。私は、名前はそのルーツを探るのに必要なことだと思っております。岩船という文字は、必ずこれからの村上を語るに必要な名称だと強く思っております。人口減少も進む中、学校の統廃合がこれからも進んでいくかと思っております。学校名を新しく考えるときには、少しでもそのルーツが残るような配慮が必要ではないかと、こういうふうに思う次第でございます。私個人的な理由ですけれども、本当にこの今回の学校名の改正には、ちょっといささか賛成し難いところがございますので、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議第37号 村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の  
委託の廃止について

議第38号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例制定について

議第39号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

制定について

議第40号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定  
について

議第41号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議第42号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第43号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の  
大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正す  
る条例制定について

議第44号 村上市児童館条例を廃止する条例制定について

議第45号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条  
例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第37号から議第45号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第37号から議第45号までの9議案については、去る3月9日及び10日の午前10時から第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開催いたしました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第37号 村上市と栗島浦村との間の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第38号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議第39号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について及び議第40号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定についてを一括して議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、こども誰でも通園制度を実施する保育園は公立の5つの保育園と聞いているが、どの保育園かとの質疑に、あらかわ保育園、みのり保育園、山辺里保育園、高南保育園、山北そらいろ保育園との答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求め

たが討論なく、起立による採決を行った結果、議第38号、議第39号、議第40号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第41号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第41号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第42号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、令和6年度の実態で15人の方が亡くなられたという説明があったが、自死を選んだ方の原因の分析や今後の対策についてはとの質疑に、村上市の課題として高齢者と働き盛りの男性が多いことが明らかになっており、高齢者に関しては健康問題が要因ということが多く、働き盛りの男性は経済問題や職場の問題が要因となっている。最近の傾向では、年齢の若い方も見られていることから注意しているが、大きな課題は高齢者の自死であるので、高齢者を対象に普及啓発を行い、自殺対策検討委員会においても高齢者向けのリーフレットを作成して配布等を行っている。若い方については、情報なりの発信やゲートキーパーの養成講座も引き続き実施し、早めの異変に気づいて対処できるよう普及啓発に努めていきたいとの答弁でありました。

委員より、自殺される高齢者は独り暮らしよりも家族と同居の方が多いというような話を聞いたが、村上市の傾向はとの質疑に、家族と同居している方が多いという傾向にはあるが、令和6年に関しては同居人なしの方も増えてきているので、今後も注視していきたいとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第44号 村上市児童館条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、児童館の機能を子育て支援センターへ集約することで、どのように児童館の役割・機能を組み立てていく予定かとの質疑に、村上市の児童館の実態は未就園児の利用が多かったため、支援センターへ機能移転する方向性を示したが、小・中学生、高校生の活動の支援はこども課だけでは難しいので、関係課・関係機関と協力しながら検討していきたいとの答弁でありました。

委員より、子ども・子育て計画の策定の予定はとの質疑に、昨年度こども計画を策定し、5か年

計画で進んでいるが、内容については随時見直しを行い、実績を踏まえ修正を行うとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、利用者はどのくらいかという質疑に、令和6年度は地域の茶の間や介護予防教室等で延べ247人の利用があったとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑はなく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 委員長、御苦労さまです。議第43号の自殺防止関係の検討委員会条例の件なのですが、対策検討委員会条例ですか、委員長の今の報告だと、高齢者の悩みとか、高齢者に関する質疑は多々あったみたいなのですが、これもとともが教育機関に属する者を入れようという条例の改正なわけなのですが、教育機関ということに対してのどういった委員が入るのか、義務教育だけなのか、それとも高校もそうなのか、この辺の議論というのは委員会内で全くなかったわけですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） 具体的な教育機関等々のお話は特に出ておりませんで、高齢者と若い人たちの間というようなことでお話がありました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 分かりました。条例の内容は、教育機関に関する者をその中に入れるということなわけで、非常に私も興味深かったというか、当初19歳でしたっけ、18歳未満の方というのが令和6年で9人だったっけ、そういう何か理事者側から、ちょっと記憶で曖昧なところがありますけれども、ですから今後もそういったいわゆる小・中学生、あるいは高校レベルでも、自殺対策の委員会に入れるような人というのを教育関係からも出そうという配慮からこうなっているのかなとは思いましたが、その辺は全くなかったということよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） そういう委員的な構成というか、そういうところまで具体的なことはございませんでして、一般市民の方々、ゲートキーパーとか、そういうような方の中で広

く皆さんに理解をしていただくような講座を持ちながら進めていくということを伺ってありました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第37号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休 憩

---

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

日程第5 議第46号 市道路線の認定について

議第47号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定  
定について

議第48号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について

議第49号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定について

議第50号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制  
定について

議第52号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定について

議第53号 道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の  
締結について

議第54号 道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の  
締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第46号から議第54号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第46号から議第54号までの9議案について、その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

去る3月11日、12日の両日、第1委員会室において、委員全員、副議長、副市長はじめ理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第46号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑を求めたがさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第46号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、稼働時間を従来よりも30分繰り上げることとした理由はとの質疑に、施設を利用する畜産農業者の作業実態に合わせて変更するものであるとの答弁。

委員より、利用料金について水分含有量による区分設定をやめることとした理由はとの質疑に、これまでも水分含有量を測定しての区別をしておらず、重量のみで料金算定をしていたため、より

実態に即した形に変更するものであるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第47号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の改正は県の条例改正に合わせて区分が細分化される内容とのことだが、実際に料金未収等は増えるのかとの質疑に、漁船利用料で今回の新設する項目に該当する区分の漁船がないため、影響はないと考えているが、占用料は単価改定により結果的に若干減収となる見込みであるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第48号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号 村上市里道等管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑を求めたがさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論がなく、起立採決の結果、議第49号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第50号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地元集落や関係団体などから御理解をいただいたとのことだが、市としてどのような根拠により理解を得られたと判断しているかとの質疑に、昨年5月に山北地域区長会で八幡の廃止について説明した際には相当な反発があり、そのほか関係団体も含めて話合いや説明を重ねる中で、区長会から八幡の代替施設に関する要望が提出された。その要望も受け、市としても再検討し、近隣の山北ゆり花会館の一部を改修して宿泊機能の代替を図っていきたいとして、再度区長会や関係団体などとの話合いを進める中で、代替施設の早期整備と供用開始に取り組んでいただきたいというふうな意見に変更されたことを鑑みて、地域のほうからは一定の理解を得たと判断しているとの答弁。

委員より、代替施設としてゆり花会館を改修する場合は、供用開始はいつ頃を予定しているかとの質疑に、現時点では10月上旬から供用開始を見込んでいる。なお、それまでの間に料金や運営方

法を調整していきたいとの答弁。

委員より、3月31日での条例廃止と現在の八幡の廃止という方向性で市としては動いてきたとし  
か考えられないがとの質疑に、施設の老朽化や現在の指定管理者の意向などを勘案した結果、市と  
しては現在の指定管理期間の満了期限である令和8年3月31日をもつての条例及び施設の廃止とい  
う方向性に至ったものであるとの答弁。

委員より、廃止の要因として市としては施設の老朽化や耐震性の問題を取り上げているが、実際  
に建築基準法などに抵触しているのかとの質疑に、平成25年に法改正があり、耐震診断が義務化に  
なったが、八幡は面積要件や施設の種類などの要件で義務化の対象ではない。一方で、同年代に建  
築され、義務化の対象となった旧さんぽく北小学校は、耐震診断の結果、耐震補強が必要と判断さ  
れ、工事を実施しており、八幡は同年代の建物である旧南中学校を再利用した施設であることや施  
設の老朽化の現状を踏まえた結果、そのように判断しているものであると答弁。

委員より、毎年八幡を利用して山北地域で活動している人たちへの連絡や代わりとなるような案  
内などはどのようにしているのかとの質疑に、特にこれまでも利用いただいている団体の方には事情  
を説明し、代わりとなるような施設などの案内をしている。料金の兼ね合いもあるが、瀬波温泉旅  
館協同組合や朝日みどりの里にも協力を仰ぎながら対応していきたいとの答弁。

委員より、山北ゆり花会館の改修内容はとの質疑に、ゆり花会館では少人数のお客さんの対応で  
はなく、ある程度の団体利用を想定し、15畳の2間分を改修予定である。改修規模については、ゆ  
り花会館の福祉センターとしての機能を著しく阻害しない範囲かつ八幡の利用状況を踏まえてオー  
バースペックとならない規模としているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員から、代  
替施設の整備に半年程度を要するのであれば、3月31日での条例廃止でなく、慌てずにしっかりと  
整備した後に八幡の条例廃止と新しい条例制定という形でバトンタッチすべきではないかとの意見  
があり、三田敏秋委員からは、宿泊機能の代替として瀬波温泉などを紹介する場合の格差などの課  
題への対応などは指摘せざるを得ない。しかし、市として施設の安全性を考慮した結果での方向性  
なのであれば、致し方ないとの意見がありました。

以上で自由討議を集結し、討論を求めたところ反対討論が2件あり、起立採決の結果、議第51号  
は起立多数によって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から  
説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討  
論なく、起立採決の結果、議第52号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号 道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の締結について  
及び議第54号 道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の締結についてを一  
括議題とし、担当課長から説明を受けた後、一括質疑に入ったがさしたる質疑なく、以上で一括質

疑を終結した。

議第53号について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第53号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第54号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第46号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第51号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

4番、富樫光七君。

〔4番 富樫光七君登壇〕

○4番（富樫光七君） 議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定について、本議案に対して反対の立場から討論を行います。

今回の交流の館「八幡」の廃止については、老朽化対策や今後の施設再編という観点から一定の理解を示すものであります。しかしながら、今回の判断には重大な問題があると考えます。村上市は、令和6年度から令和8年度までを財政健全化集中取組期間と位置づけ、事業の見直しや改善に取り組むとしております。その中で、本件については少なくとも令和6年度の段階から検討・調整を行う時間があつたはずであります。にもかかわらず、結果として現れているのは、代替機能が整う前に施設を廃止し、利用者に空白期間を強いるという計画であります。これは、計画的な行政運営とは言えず、準備不足であると言わざるを得ません。具体的には、4月から9月までの約半年間にわたり、既存の利用者、特に団体利用者の受入れができなくなる点であります。交流の館「八幡」は、現在も実際に利用可能な状態にあり、多くの団体に継続して利用されてきた実績があります。この状況において、代替機能が整う前に施設を廃止することは、行政としての配慮を欠いた判断と言わざるを得ません。利用者は、一度離れば他地域の施設へと流出し、その多くは戻ってこない可能性が高い。これは、単なる一時的な空白ではなく、今後の利用減少、ひいては地域経済への影響を伴う中長期的な損失につながる問題であります。にもかかわらず、市として既存利用者の維持に向けた具体的な対策、あるいは代替受入れ態勢の整備について、十分な説明がされているとは言えません。本来であれば、ゆり花会館の整備が完了し、受入れ態勢が確立された後に段階的に移行するなど、利用者への影響を最小限に抑える努力が求められるべきであります。行政の役割とは、単に施設を整備することではなく、そこを利用する市民や関係者の継続的な活動を守ることです。その視点が欠けたまま空白期間を生じさせる今回の判断には、到底賛成することはできません。

よって、本議案には反対いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

2番、佐藤憲昭君。

〔2番 佐藤憲昭君登壇〕

○2番（佐藤憲昭君） 令和新風会の佐藤憲昭です。議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定について、賛成の立場から討論いたします。

当該施設は、長年にわたり市内外の多くの皆様に愛され、親しまれ、地域の交流の場として、またにぎわいの拠点として大きな役割を果たしてきました。施設を守り、支え、運営に携わってこられた地元の皆様の御尽力に改めて深く敬意を表します。多くの皆様方から愛されてきた施設ではありますが、老朽化は避けられず、耐震補強が困難な状況にあることがこれまでの説明により明らかとなっています。市民や利用者の生命と安全を守ることは、行政に課せられた最も基本的な責務であり、また私たち議会の責任でもあります。そうした観点から見れば、現状のまま運営を継続することは困難であり、指定管理業務が終了する年度末をもって区切りをつけるという判断は、苦渋ではありますが、やむを得ないものと考えます。反対意見の中には、条例廃止の地元協議は不十分である、また唐突過ぎる、そして代替施設が完成するまでの間、地域から交流の場が失われるのではないかという不安の声もありました。その思いは、地域を大切に思うからこそ生まれるものであり、十分に理解できるものです。しかしながら、耐震性に課題を抱えた施設を使い続けることは、万が一の事態を起こした際、行政としても議会としても到底責任を負えるものではありません。安全を優先的に考えるならば、年度末での廃止は避けて通れない判断であると考えます。

行政からは、近隣のゆり花会館を改修し、スポーツ合宿などの団体利用にも対応できる代替施設整備が予定されていますし、地元民宿の御理解・御協力をいただきながら、地域の交流人口・関係人口の維持、そして拡大に向けて新たなステージへ進むための準備が始まろうとしています。今回の条例廃止は、確かに地域の歴史に一つの区切りをつけるものではあります。しかし同時に、それは終わりではなく、新たな交流拠点づくりへの第一歩でもあります。これまで地域を支え、育ててこられた皆様の努力を未来につなげていくためにも、今こそ前を向き、新たな一歩を踏み出す時期に来ているのではないのでしょうか。

以上の理由から、本議案は議会として責任ある判断として賛成すべきものであると考えます。議員各位におかれましては、本討論の趣旨を御理解いただき、地域のこれまでと、そしてこれからの思いに寄せていただいた上で、本議案に賛成の御判断を賜りますよう心からお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。御静聴誠にありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、上村正朗君。

〔5番 上村正朗君登壇〕

○5番（上村正朗君） 新緑会の上村正朗です。議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」

条例を廃止する条例制定についてに対して、反対の立場で討論を行います。

本議案は、村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止し、令和8年4月1日から施行するものであります。廃止の対象となった施設、交流の館「八幡」は、昭和48年、1973年に建築された旧山北南中学校の校舎を平成12年、2000年に改装して、都市住民との交流の機会を創設し、定住への誘導と地域の活性化を図ることを目的とする、地域の特性を生かした農林漁業の体験宿泊施設として、旧山北町時代の平成13年、2001年に開設されたものであります。鉄筋コンクリート造り3階建ての建物の1階には、まちづくりハウスや勝木ゆり花温泉を引き込んだ男女浴室、事務室があり、2階は和室7部屋、洋室5部屋で60名の宿泊ができ、ほかに研修室、調理室などがあります。運営は、さんぽく体験交流企業組合が行っており、自主事業として同じ建物内で食の工房かがり火を経営しています。八幡の宿泊者数は、平成20年度の年間6,164人をピークに5,000人前後で推移していましたが、コロナ禍のため2,000人台に減少し、最近3,000人台に回復しています。利用目的としては、観光や仕事、冠婚葬祭、帰省、合宿などであり、当初は観光で訪れる人が過半数を占めていましたが、最近仕事で利用する人の割合が増えています。日帰り入浴者は、平成15年度の9,431人をピークに、最近2,000人台で推移しており、体験交流参加者は平成22年度の1,699人がピークで、最近100人台で推移しています。この間、施設の老朽化やコロナ禍などもあり、利用者の減少傾向が見られますが、開設以来四半世紀にわたって宿泊や交流の拠点として、山北地域において大きな役割を果たしてきた施設であります。

令和6年7月に改定された村上市公共施設マネジメントプログラムにおいて、八幡の現状分析、今後の課題・取組について、耐震工事や経年劣化による多額の改修経費が見込まれる状況であり、改修費用、利用者の推移、事業効果などを踏まえ、大規模改修、建て替え、廃止など、今後の方向性を検討するとされてきました。また、令和7年7月に改定された現行のプログラムでは、耐震工事や経年劣化による多額の改修経費が見込まれる状況であることから廃止の方向としたとしていますが、廃止の決定に至る数年間、改修や建て替えを含めて検討してきた経過が分かります。昨年3月18日に行われた市議会全員協議会において、市から山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」今後の方針についてが示されました。その内容は、八幡の宿泊機能については廃止して、民宿・民泊機能の支援を行う。日帰り入浴は廃止して、ゆり花会館に機能を集約する。体験交流事業は、補助事業を検討する。食の工房かがり火については未定として、廃止条例を9月議会に上程したいとの説明がありました。数年かけて検討してきた案件にしては、八幡廃止後の代替機能等について具体性に欠ける方針であり、本当にこれで大丈夫だろうかと不安や危惧を感じたことを今でもよく覚えております。その後、5月の連休明けに開催された山北地域の区長会総会において、市が廃止を含む八幡の今後の方針について説明したところ、出席者から強い反対の声が上がったと聞きました。私が感じた不安や危惧を区長さんたちも感じたものと思いますし、本市において最も人口減少が進み、地域課題が山積し、危機感を持っている区長さんたちにしてみれば、市の方針に対して不安や危惧ば

かりでなく、怒りを感じたものと容易に推察することができます。市は、この間数年にわたって八幡の今後について検討してきたわけですが、区長さんたちをはじめとする住民に説明し、住民と共に考える姿勢が不十分であったと率直に指摘させていただきたいと思います。

その後、区長会をはじめとする地元の要望も受け、八幡の宿泊機能や交流機能の代替措置として、ゆり花会館の改修が行われることになり、新年度予算に改修経費の計上がされました。また、交流事業に対する財政的支援も予定していると聞きました。この対応は、地元の要望を踏まえ、宿泊と交流の拠点の整備として一歩前進と評価することができますが、民泊や民宿・宿泊機能の整備については今後の課題だと言わざるを得ません。また、ゆり花会館の改修による宿泊機能についても、高校や大学の合宿などにしか利用できない内容であり、かつ工事の完了及び供用開始の時期がこの秋9月から10月との説明を受けました。ゆり花会館の改修内容では、合宿以外の個人のニーズには対応できないこと、改修完了時期・供用開始時期が八幡の廃止と同時ではなく、半年程度のタイムラグがあること、従来八幡で受け入れていた利用客を民宿や民泊、朝日地域や瀬波温泉等で受け入れ可能かどうか現時点では未知数であることなど、いまだ問題があると考えます。この問題が解決しない中で八幡を廃止してしまうのではなく、少なくともゆり花会館の改修工事が完了するまで八幡の営業を継続することが誰が考えても自然で当然のことと考えますが、いかがでしょうか。

皆さん御承知のとおり、市長も市議員も市民から直接選挙で選ばれ、市長、市議会おのおの独立した権能を持つ二元代表制が地方自治の基本的な理念です。国会で多数を占める政党から総理大臣が選ばれる国の議院内閣制と違い、市議会に与党も野党もありません。チーム議会として市長が提案する議案を審議して、内容が妥当であれば賛成し、場合によっては修正したり、否決することが市議会と市議会議員の役割であり、私たちを選んできた市民に対する責任だと考えます。今さら遅いという声も聞こえてきそうですが、本来は市が体制を整備してから廃止の提案をすべきだったものであり、適切とは言えない市の対応について議会が追認してしまうことは、今後の市政運営にとって決してよい影響を与えるものではないと考えます。

施設の老朽化を危ぶむ声もあります。利用客の安全を考えれば当然の懸念だと思います。私は、5年も10年も継続すべきだと言っているわけではありません。ゆり花会館の改修完了まで半年間廃止を待つべきだと言っているのです。老朽化していますが、法令に違反して直ちに使用できないわけではありません。公共施設マネジメントプログラムでも、耐震工事や改修に多額の費用が見込まれるから廃止だと言っており、危険だから直ちに廃止とは言っておられません。そんなに危険であれば、3月末までと言わず、直ちに使用停止とするべきと考えますが、皆さんはどう考えますでしょうか。

受入れ態勢ができていない状況で八幡を廃止することは、多くの利用客を逃し、地域と本市にとって大きな損失を生じさせることになります。令和7年2月から本年1月まで1年間の八幡の宿泊者数は3,213人になります。この利用者を逃すことなく、山北地域を含む本市で受け入れることが

必要です。交流の館「八幡」の廃止は、ゆり花会館の改修終了まで延期して、その間に民泊・民宿の整備に向けた支援や、ゆり花会館を含めた市内の宿泊施設での受入れに向けた取組を行うべきだと考えます。

以上の理由から、議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定については、否決すべきものであると考えます。議員各位におかれましては、本討論の趣旨を御理解いただき、本議案に反対の意思を示していただきますことを心からお願い申し上げまして、討論とさせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は委員長報告のとおり可決されました。

- 日程第6 議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）  
議第56号 令和7年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）  
議第57号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議第58号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議第59号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議第60号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第55号から議第60号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、それぞれ関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第55号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第16号）について、一般会計予算決算常任委員会の総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において、3月4日から3月12日までの間、それぞれの所管部分の審査を行いました。各分科会からの審査が終了したことから、3月17日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開会いたしましたので、審査の概要と結果について報告を申し上げます。

議第55号のうち総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれ各分科会長報告に対し質疑を求めましたがさしたる質疑がなく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第55号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第56号について、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

議第56号 令和7年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説

明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第56号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第57号から議第59号の3議案については、先ほど報告いたしました議第45号に引き続き審査を行いました。その審査概要と結果について御報告いたします。

初めに、議第57号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、出産一時金について当初予算が1,050万という説明があったが、結局は何人の見込みとなったのかとの質疑に、予算は21名で計上したが、今年度は現在5名であるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論がなく、起立による採決を行った結果、議第57号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第58号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第60号 令和7年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

議第60号について、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第60号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は委員長報告のとおり可決されました。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休 憩

---

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

日程第7 議第10号 令和8年度村上市一般会計予算

議第11号 令和8年度村上市土地取得特別会計予算

議第12号 令和8年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第13号 令和8年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第14号 令和8年度村上市介護保険特別会計予算

議第15号 令和8年度村上市上水道事業会計予算

議第16号 令和8年度村上市簡易水道事業会計予算

議第17号 令和8年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第10号から議第17号までの8議案を一括して議題といたします。

本案は、それぞれ関係所管常任委員会に付託をし、休会中御審査願ったものですが、各委員長か

ら審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算決算常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第10号 令和8年度村上市一般会計予算については、先ほど報告いたしました議第55号に引き続き審査を行いましたので、その審査概要と結果について報告を申し上げます。

議第10号のうち総務文教、市民厚生、経済建設分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分会長から報告がありました。

それぞれの各分科会長報告に対し質疑を求めたところ、委員より、奨学金の返済サポートということで拡充を図っていきたいということだが、順調に返還していたが、何らかの事情で滞納してしまっている人などの支援についての質疑はなかったかとの質疑に、総務文教分科会長より、滞納者の人数や連帯保証人に返済を求めている人数などの質疑があり、そういった部分も含めて所管委員会として研究し、取り組んでいきたいとの答弁。

委員より、消防費について、施設や装備の更新も大事だが、並行して病院での受入れも含めた緊急体制についての議論も必要なのではないかとの質疑に、総務文教分科会長より、医師不足など公立・公的病院の現状にも関連していると考えるので、市民厚生常任委員会とも連携を取りながら取り組んでいきたいとの答弁。

委員より、住宅リフォーム支援事業について、令和6年度決算、さらには令和8年2月末現在の状況を見ても、年々申請件数や申請額は下がっており、同様の国の補助事業を利用する方もいるといった話も聞いたことがあるが、申請要件の見直しや上限額の引上げなどの質疑はなかったかとの質疑に、経済建設分科会長より、この事業に関する質疑はなかったが、市民にとって大切な事業であると考えるので、所管委員会としてもこれからもしっかりと検討していききたいとの答弁。

その他さしたる質疑がなく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員より、消防関係での施設や装備更新に関する予算が入っていないことに加え、緊急医療体制、病院での受入れ態勢に対する不安については、所管する総務文教常任委員会と市民厚生常任委員会を中心として、議会として行政側にしっかりとアプローチしていかなければならない要素ではないかとの意見があり、野村美佐子委員より、今後大型事業も続く中で、予算の方向性としてはよいと思うが、消防設備の更新など本当に必要な部分の予算が削られていないかなど、議会としてもしっかりと精査していかなければならないのではないかとの意見があり、菅井晋一委員より、令和6年度から8年度までの3年間で取り組んできた財政健全化集中取組期間の最終年度である令和8年度に過去最大規模の予算が組まれ、小・中学校や保育園での給食費無償化や有害鳥獣対策の拡充に加え、ハード事業では道の駅朝日リニューアル、村上駅周辺まちづくり事業など大型事業もめじろ押しで市長の

意気込みを感じるものがあるが、市営中川原住宅の建て替え事業については、公営住宅の必要性は理解しているが、事業内容を見直し事業費を抑制するなど、抑える部分はしっかりと抑えることで、責任ある積極財政と持続可能な村上市を目指すことを望みたいとの意見がありました。

その後、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第10号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 高田 晃君登壇〕

○総務文教常任委員長（高田 晃君） ただいま上程されております議第11号について、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き審査を行いました。その審査の概要と結果について御報告いたします。

議第11号 令和8年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、一般会計に売却する瀬波温泉の土地は旧香藝の郷かとの質疑に、そのとおりとの答弁。

委員より、対象の土地、建物の一般会計への売却額は買った金額と同じかとの質疑に、買った金額にその土地からの利子分を含めて売却するとの答弁。

委員より、利子分の根拠はとの質疑に、先行取得してから現在までの費用として、普通預金の利子に相当する分を付け足して売却するとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 鈴木一之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（鈴木一之君） ただいま上程されております議第12号から議第14号までの3議案について、去る3月10日の市民厚生常任委員会において、議第59号に引き続き審査を行いました。

た。その審査概要と結果について御報告いたします。

最初に、議第12号 令和8年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国のほうでは高額療養費の限度額を上げるということで、国民健康保険にも制度改正が関係するのかとの質疑に、国が考えている高額療養費は自己負担額が上がるような想定になっており、今回の予算でも高額療養費については上がるのではないかと見込んでいるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑はなく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 令和8年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、人間ドックの申込者の実数はどのくらいかとの質疑に、後期高齢者の人間ドックの申込者数は、令和7年度は525人の申込みがあったが、令和8年度は2月20日現在で507名となっている。年度が変わり、健診が始まると新たに申込みをする方もいるとの答弁でありました。

ほかにさしたる質疑はなく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議がなく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第14号 令和8年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、昨年度と今年度の第1号被保険者数はとの質疑に、令和7年3月末は2万1,798名、令和8年1月末時点で2万1,586名との答弁でありました。

委員より、歳出について、居宅介護サービス給付費で5,200万ほど減っているが、その原因についてはとの質疑に、居宅介護に限ったことではないが、認定者数、高齢者数は横ばいで推移しているが、軽い介護度の方が増えており、介護度が軽度になると同じサービスを利用していてもサービス単価が低くなったことが要因で減額となったと考えるとの答弁でありました。

介護度が低い人が増えるのは非常によいことだが、介護予防事業の成果等が考えられるかとの質疑に、介護予防事業に力を入れている成果が上がっていることも要因と考えているが、健康志向を持つ市民が増えていることも要介護度が低くなることにつながっていると考えたとの答弁でありました。

委員より、施設介護サービス給付費が7,000万ほど予算が減っているが、施設入所者も介護度が低い人が入所しているためかとの質疑に、入所者の介護度が低くなってきていることも一つに挙げられるが、閉所した事業所があったことも影響の一つであるとの答弁でありました。

委員より、介護認定審査会の認定状況、審査会の開催状況についてはとの質疑に、介護認定審査会は7合議体あり、月に14回、1回当たり27名を上限に審査している。令和8年2月末時点の認定者の内訳は、更新が2,046件、新規申請が854件、区分変更が531件、合計で3,431件との答弁でありました。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 河村幸雄君登壇〕

○経済建設常任委員長（河村幸雄君） ただいま上程されております議第15号から議第17号の3議案については、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第15号 令和8年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、令和8年6月分から上下水道料金の改正が行われ、利用者にとっては8月の料金請求時から料金がアップされるが、この料金改正が行われなかった場合、企業会計の収支として赤字になるかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたところ、姫路敏委員から、上下水道料金の改定は、これまで議論を重ねた結果を踏まえて周知してきたが、物価高騰が続く中で市民の生活のことを考えれば、本来ならいましばらくの延期も検討されたい。しかし、この料金改定を行わない場合の企業会計への影響も考慮すれば、やむを得ない改定であると考え、本予算案に賛同してやっていくべきだろうという意見があり、小杉武仁委員から、今回の料金改定について、市民はもちろん経営者の人たちも非常に大きな負担となってくることが現実である。諸外国の情勢や国内の物価高騰が続く中、所管の常任委員会としてしっかりと状況を注視し、市に対しても必要な対策を求めていくための議論を進めていくべきではないかとの意見がありました。

以上で自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第15号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号 令和8年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長からの議案の説

明を受けた後、質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第16号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 令和8年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長からの議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、下水道への接続戸数について前年度から増減数と、市内における下水道管路のいわゆる面整備が完了した中で、今後の見通しはいかがとの質疑に、接続戸数は前年度より185戸増加しているが、今後は人口減少もあり、現在のような伸びは難しくなり、逆に戸数の減少も想定されるのではないかと考えているとの答弁。

委員より、市内での面整備が完了した中で、接続可能な戸数はどれぐらいなのかとの質疑に、令和7年4月1日現在で公共下水道及び集落排水下水道の区域内において、約5,000戸が接続可能であるとの答弁。

委員より、昨年9月の大雨で浸水し、現在修繕工事を行っている三面地区の農業集落排水処理場について、今後処理区の統合が計画されている地区の一つだが、統合する順番を早める対応は考えられないのかとの質疑に、三面地区は統合を計画している4地区の中で最後に統合予定である。その根拠としては、施設の老朽化の状況を比較した中で、三面地区は他の3地区に比べて健全度が高く、三面地区は河川を横断する工事が必要であることなどを考慮した結果であるとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第17号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第10号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

6番、菅井晋一君。

〔6番 菅井晋一君登壇〕

○6番（菅井晋一君） 議第10号 令和8年度一般会計予算は、前年度比3.8%増の410億7,000万円は過去に例のない最大規模の予算となりました。令和6年度から8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間と位置づけ、徹底的に歳入・歳出の見直しに取り組んできたわけではありますが、その最終年において、その成果もあり、次代を見据えた積極的な予算であります。特に小・中学校給食費をはじめ、保育園・幼稚園給食費の無償化事業、各地域に有害鳥獣対策担当を配置するなどの有

害鳥獣対策は、市民生活を支える有効な施策であります。一方、人口減少という市政における最大の構造的課題に対し、むらかみ暮らし推進課を新設したことは、人口減少対策に寄せる市長の本気度をうかがえるものであり、大きな期待を寄せるものであります。そして、行財政改革においては、公共施設マネジメントプログラムや、合併前から手がつけられなかった公共施設の使用料の見直しなど、本年度予算にその成果が大きく反映されており、持続するまちを実現するため、須賀政策監をはじめ英断をもって取り組まれた関係各位に心から敬意を表するものであります。また、ハード事業では、道の駅「朝日」リニューアル事業、村上駅周辺まちづくり事業、瀬波温泉活性化施設など大型事業がめじろ押しで、高橋市長の本市活性化に向けた意気込みを感じるものであります。

一方、私は市営中川原住宅の建て替え工事については、必要性は理解できるが、38戸分で事業費18億3,000万円ということで、単純計算で1戸当たりの費用が4,800万円になります。4,800万円なら戸建ての大きな家が建ちます。公営住宅としてより簡素で効率的な施設整備ができないか、木造2階建てなら半分以下の事業費で整備できるのではないか、事業の見直し、再検討を望むものであります。

今後も小・中学校統合や火葬場の整備、村上駅周辺まちづくり事業など大型事業がめじろ押しであります。抑えるところはしっかり抑えて、責任ある積極財政、持続可能な村上市を目指すことを望み、令和8年度一般会計予算について賛成討論といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 報第2号 専決処分の報告について

報第3号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、報第2号及び報第3号の2件は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第2号及び報第3号につきまして、一括して御報告を申し上げます。

報第2号及び報第3号は、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

初めに、報第2号は、本年、令和8年1月7日、相手先から借用したおしゃぎりの模型を職員が鍛冶町にある町屋造観光案内所へ運搬し、展示を行ったところ、模型の屋根部分に損傷が確認されたことについてであります。本件事故は、運搬する際に模型を損傷させたと推認され、市の管理不備に起因するものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、模型の修繕費として2万2,000円を賠償するものであります。

次に、報第3号は、本年、令和8年2月14日、消防職員が救急業務でストレッチャーに傷病者を乗せて病院処置室に搬入する際、処置室入り口のドアにストレッチャーが接触し、ドアを破損させたことについてであります。本件事故は、職員の周囲に対する注意が十分でなかったために発生したものでありますが、破損したドアの使用年数を考慮し、ドアの交換費用に対し50％を本市責任額として、7万2,600円を賠償することで相手方との示談が成立いたしましたことから、このたび御報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第9 議第61号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第61号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第61号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議第61号は、村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が本年令和8年2月13日に公布となり、4月1日から施行されることから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、同基準を準用する条例に所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第61号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第62号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第17号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第62号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第62号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和7年度村上市一般会計補正予算（第17号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,000万円を追加し、予算の規模を454億3,230万円にしようとするほか、繰越明許費の補正を行うものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第11款地方交付税で普通交付税 1 億円を、特別交付税8,000万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第 8 款土木費で除排雪委託料の不足分として除雪対策経費に 1 億8,000万円を追加しようとするものであります。

第 2 条、繰越明許費の補正は、防災行政無線設備改修工事において専用アンテナの納品に遅れが生じていることから、防災行政無線管理経費を翌年度に繰り越して使用することができる経費として追加しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 除雪費として 1 億8,000万円追加ということなのですが、除雪関係の除雪費はこれで最後かという部分と、どれぐらいかかっておりますか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（須貝民雄君） 除雪費につきましては、これで最後の予定であります。これまでの見込みでいきますと、13億6,700万ほどの支出になる予定であります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第62号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議員発議第 1 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第 1 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

15番、川村敏晴君。

〔15番 川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君） ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年12月22日公布の村上市行政組織条例の一部を改正する条例により、村上市行政組織条例に所要の改正が行われ、令和8年4月1日からむらかみ暮らし推進課を新設し、農林水産課を農業部門と林業・水産部門に分割して、農業政策推進課、林業水産創造課の2課体制となることから、常任委員会の所管について所要の改正を行うものです。

なお、改正の内容については、議案書別記及び新旧対照表のとおりでございます。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、小杉武仁議員、山田勉議員、河村幸雄議員、姫路敏議員、富樫雅男議員、上村正朗議員、尾形修平議員、そして提出者は私、川村敏晴でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するもので、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議員発議第2号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第2号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

18番、大滝国吉君。

〔18番 大滝国吉君登壇〕

○18番（大滝国吉君） ただいま上程されました議員発議第2号 森林環境の整備によるクマ被害防止対策に関する意見書の提出については、さきの会派代表者会議の中で審議され、全員協議会で皆様の御理解をいただき、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

昨年は、全国的に熊の出没による人的被害も多数あり、本市では幸いにも人的被害はなかったものの、今までにない出没があり、対策に大変苦慮いたしました。国でも保護、駆除等や農作物被害対策などに取り組んでおります。

本意見書では、森林環境の整備による熊被害防止対策に取り組むということであります。意見書の詳しい内容については、記載のとおりでございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、尾形修平議員、菅井晋一議員、川村敏晴議員、渡辺昌議員、提出者は私、大滝国吉であります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13　議員発議第3号　物価高騰から市民生活を守る決議

○議長（三田敏秋君）　日程第13、議員発議第3号　物価高騰から市民生活を守る決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

9番、小杉武仁君。

〔9番　小杉武仁君登壇〕

○9番（小杉武仁君）　ただいま上程されました議員発議第3号　物価高騰から市民生活を守る決議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、3月12日に開催されました経済建設常任委員会の協議会において、物価高騰に伴う諸課題に向けた取組等について決議するべきものと決定し、上程するものです。

ここで決議案を読み上げます。

物価高騰から市民生活を守る決議。

コロナ禍からの需要回復とウクライナ情勢による輸入物価の上昇は、企業物価と消費者物価の双方で数十年ぶりの上昇をもたらした。さらに円安を背景とした原材料価格の上昇、エネルギー価格高騰も相まって市民生活を脅かしている。本市では、現在発行している国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「村上市くらし応援商品券」など、これまでも市民の生活支援と市内経済の活性化を図ってきた。

期せずして、昨今のイラン情勢等の緊迫化により、一段と燃料価格が高騰し、地域社会にとって憂慮すべき事態となっている。本市のような日常生活における交通手段を車に依存している地方圏では、市民生活や地域経済に及ぼす影響は甚大である。

奇しくも、本市では上下水道事業の安定したサービス継続と経営健全化を図るため、本年6月使用分より上下水道料金の増額改定を決定している。このことが物価高騰にあえぐ市民の家計を更に圧迫することが懸念される。

村上市議会は、今後の原油価格の推移や政府の動向を注視しながら、市民生活への影響を最小限に抑え、地域経済の安定化を図るための適切な支援策を講じ、物価高騰から市民生活を守ることをここに決議する。

以上が決議文となりますが、本案を村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

賛成者は、姫路敏議員、佐藤憲昭議員、富樫光七議員、河村幸雄議員、提出者は私、小杉武仁でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14　閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会に関わる閉会中の継続調査については、各委員長申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申出のとおり決定をいたしました。

---

#### 日程第15 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和8年第1回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、皆様には大変御苦勞さまでございました。

午後 1時47分 閉 会